



産業廃棄物処理業の申請書類の一部を省略することができます。

1 同時に二以上の申請書等を提出する場合

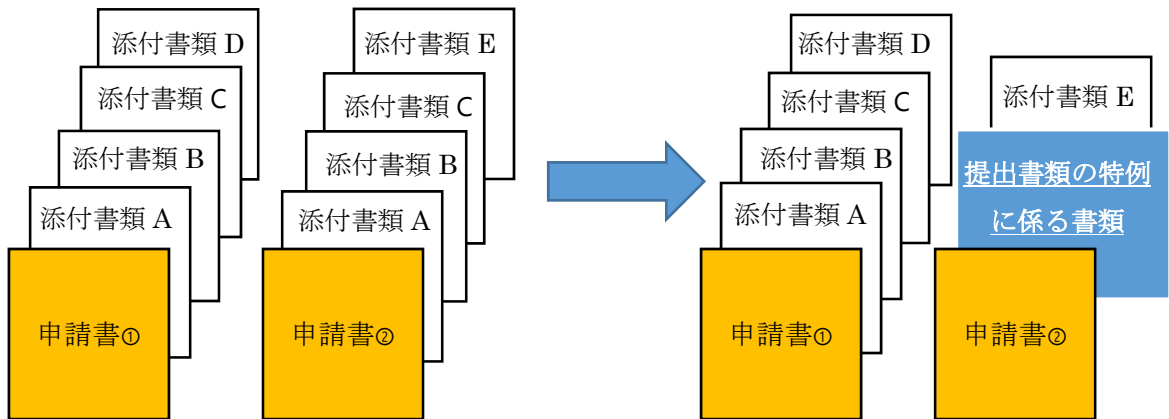
○同時に二以上の申請書等を提出する際、各申請等に同じ書類を添付する場合には、1部に原本を添付し、他方に省略書類の一覧表(「提出書類の特例に係る書類」(裏面))を添付することで、同一内容の提出書類が省略できます。

※対象となる手続きの例

- ・産業廃棄物収集運搬業更新申請と産業廃棄物処分業更新許可申請
- ・産業廃棄物処理業変更届と産業廃棄物処理施設軽微変更等届

その他省令に添付書類に関する規定がある手続きが対象となります。

(添付書類の省略のイメージ)



2 青森市に住民登録がある方、市内に事務所・事業所がある場合

○処理業申請書等に添付する住民票の写しを省略することができます。

○優良認定申請書に添付する青森市税の納税証明書を省略することができます。

※成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書はこれまで通り提出が必要です。

3 その他

この添付書類の省略は各自治体ごとに対応が異なる場合がございますので、他自治体に申請等を行う場合は、直接当該自治体にお問い合わせください。

詳しい内容については、下記の担当にご確認ください。

担当:青森市環境部廃棄物対策課廃棄物対策チーム
青森県青森市新町一丁目 3-7
電話:017-718-1086 fax:017-718-1166
E-mail:haikibutsu-taisaku@city.aomori.aomori.jp

